

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2351号から第2689号までに

### ついて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の339件の答申を行いました。

答申第2351号から第2680号まででは、横浜市長が権利の濫用に該当するとして行った非開示決定は妥当であり、また、その余の開示決定、一部開示決定及び非開示決定は、いずれも取り消すべきものとは認められないと判断しています。

答申第2681号から第2687号まででは、横浜市長が行った個人情報開示決定、個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定は、いずれも取り消すべきものとは認められないと判断しています。

答申第2688号では、横浜市教育委員会が行った「神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録」の個人情報一部開示決定は妥当でなく開示範囲を拡大すべきであるが、その他の保有個人情報の個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2689号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「照会の回答についてのうち回答文（環創地第442号平成23年11月11日起案 地籍調査課長発出「工作物にペンキが塗ってありました」との文書があるとの文書（工作物とは板塀であるが））」ほかの開示決定、一部開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2351号から第2680号まで】

- (2) 「平成29年度道路第352号「平成29年6月2日道路第192号による非開示決定に対する審査請求の諮問及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」」ほかの個人情報開示決定、個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2681号から第2687号まで】

- (3) 「神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録」、「面談記録」及び「議員対応記録」の個人情報一部開示決定並びに「関係児童の保護者の学校宛ての手紙」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2688号】

- (4) 「・金沢区高齢・障害支援課が特定個人Aの支援に関わった記録（特定個人Bが特定個人Aに関して高齢・障害支援課に相談した記録）・特定個人Bが自分のことに関して高齢・障害支援課に相談した記録」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2689号】

## 2 諮問までの経過等

- (1) 答申第2351号から第2680号まで  
答申別表1及び別表2に記載。
- (2) 答申第2681号から第2687号まで  
答申別表1及び別表2に記載。
- (3) 答申第2688号及び第2689号

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2688	平成30年9月13日	平成30年11月15日	平成31年2月15日	平成31年3月15日	個人	教育委員会
2689	平成31年2月15日	平成31年3月4日	平成31年3月20日	平成31年4月19日	個人	市長

## 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

- (1) 答申第2351号から第2680号まで  
対象行政文書及び原処分の決定内容について、答申別表1に記載。審査会の結論は、「権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は妥当であり、また、その余の別表1の「決定通知書記載の行政文書」を開示とした決定、一部開示とした決定及び非開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。」。
- (2) 答申第2681号から第2687号まで  
対象保有個人情報及び原処分の決定内容について、答申別表1に記載。審査会の結論は、「別表1の「本人開示請求書記載の保有個人情報」の各個人情報本人開示請求は、いずれも権利の濫用に該当すると判断されるものであるから、これに対し、横浜市長が、別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」を開示とした決定、一部開示とした決定及び非開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。」。
- (3) 答申第2688号及び第2689号

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2688	「神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録」（以下「個人情報1」という。）、「面談記録」（以下「個人情報2」という。）、「議員対応記録」（以下「個人情報3」という。）及び「関係児童の保護者の学校宛ての手紙」（以下「個人情報4」という。）（以下個人情報1から個人情報4までを「本件保有個人情報」という。）	個人情報一部開示・個人情報非開示 <b>（個人情報1）</b> <b>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当</b> ・非常勤嘱託員の氏名 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため） <b>条例第22条第7号に該当</b> ・関係機関等との共有情報内容、相談記録並びに専門家の所見及び助言内容 （関係機関等の協力を得て収集した情報であり、開示することを前提としていないため、開示すると関係者との信頼関係が損なわれ、今後の同様な調査等に支障を及ぼ	個人情報1の開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		<p>すおそれがあるため)</p> <p><b>(個人情報2)</b> <b>条例第22条第3号に該当</b> ・本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録 (本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p><b>(個人情報3)</b> <b>条例第22条第3号に該当</b> ・議員の会派名、議会種別、議員名、選出、本人開示請求者以外の個人の言動、個人の氏名及びメール概要 (本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため) ・議員の所見及び対応内容 (本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p><b>(個人情報4)</b> <b>条例第22条第3号に該当</b> ・本人開示請求者以外の個人の内心に関する情報 (本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p>	
2689	<p>「・金沢区高齢・障害支援課が特定個人Aの支援に関わった記録(特定個人Bが特定個人Aに関して高齢・障害支援課に相談した記録)・特定個人Bが自分のことに関して高齢・障害支援課に相談した記録」(以下「本件保有個人情報」という。)</p>	<p>個人情報非開示</p> <p><b>条例第20条第1項</b> (本件保有個人情報は、本人開示請求者本人以外の第三者の情報であって、本人開示請求者本人の情報ではないことから、条例第20条第1項に定める、当該保有個人情報に係る個人情報本人開示請求権を有するものとは認められないため)</p>	原処分 妥当

## 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2351 ～ 2680	<p><b>《別表1の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った開示、一部開示又は非開示決定（以下「本件各処分」という。）に至る経緯について》</b></p> <p>ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。</p> <p>また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵しているなどと市に対して主張し続けている。</p> <p>イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は、平成22年度頃から現在に至るまで際限なく繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行い、平成28年度頃からはさらに開示請求等に係る開示決定等（以下「開示決定等」という。）について、全てを開示する開示決定に対してもその取消しを求めるなど、現在に至るまで際限なく繰り返し審査請求を行っている。</p> <p><b>《別表1の「決定通知書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、別表1の「決定通知書記載の行政文書」欄に記載の行政文書である。これらはいずれも土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書であると認められる。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のそれぞれについて、開示決定、一部開示決定又は非開示決定を別表1のとおり行った。</p> <p><b>《審査請求人に係る開示請求等の状況について》</b></p> <p>土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して行われた開示請求等に係る審査請求人による審査請求に対して、当審査会は横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2240号及び第2241号において、実施機関が権利濫用を理由に非開示とした決定を妥当であると判断した。この答申に至る過程で、実施機関は、審査請求人に係る開示請求等の状況について次のように説明している。</p> <p>ア 一連の開示請求等（平成29年度以降、平成30年11月16日まで）について</p> <p>(ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関あてに、少なくとも1,221件の開示請求等を行っている。実施機関は、開示請求等に対する対応に合計2,315時間以上費やしている。</p> <p>(イ) 平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち、旭区役所内の部署以外に対しては、郵送で写しの交付を行った11件を除き、開示の実施を行うことができていない。</p> <p>(ウ) 実施機関が開示決定等をしたものについて、開示の実施の有無にかかわらず、審査請求人は、少なくとも668件の審査請求を行っている。</p> <p>(エ) 審査請求に対する対応に、実施機関は合計3,766時間以上を費やしている。</p> <p>(オ) 権利の濫用に当たると判断して実施機関が請求を拒否した開示請求は、49件あった。審査請求人は、そのうち35件について、審査請求もを行っている。</p> <p>イ 一連の開示請求等における不適切な行為</p> <p>(ア) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、文書にほとんど目を通さず、数時間にわたって自説を主張する。（平成29年度）</p> <p>(イ) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行う、などの不適切な行為を行う。（平成29年度）</p> <p>(ウ) 審査請求人から郵送による写しの交付の希望があったため、実施機関は、郵送料を含めた納付書を送付したが納付されていない。（平成29年度、平成30年度）</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2351 ～ 2680</p>	<p>(エ) 審査請求人は、自身の主張を一方的に展開し、実施機関が従わなければ新たな開示請求書の提出をほのめかす発言を行う。(平成29年度)</p> <p>(オ) 審査請求人は、ほとんどのケースで開示の実施日に変更の連絡もなく来庁しないため、実施機関は開示の実施場所で30分から2時間程度の待機を余儀なくされている。(平成29年度、平成30年度)</p> <p>(カ) 審査請求人は、過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、繰り返し開示請求等を行い、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶケースがあった。(平成29年度、平成30年度)</p> <p>(キ) 審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に同一の行政文書を対象とする新たな開示請求等を行う。(平成29年度、平成30年度)</p> <p>(ク) 実施機関が補正を求めても審査請求人が応じないため、文書不特定による非開示決定を行ったが、審査請求人は、同様の開示請求等を繰り返す。(平成29年度、平成30年度)</p> <p>(ケ) 審査請求人は、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求等を行う。(平成29年度、平成30年度)</p> <p>別表1の「開示請求書記載の行政文書」の各開示請求(以下、総称して「本件開示請求」という。)は、実施機関が「一連の開示請求等」と総称している開示請求の一部及びその後のいくつかの開示請求で構成されている。</p> <p><b>《本件開示請求の権利濫用該当性について》</b></p> <p>以上を踏まえ、当審査会としては、本件開示請求の権利濫用該当性について以下検討する。</p> <p>ア 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第5条第2項では、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。</p> <p>イ 権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいう(内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」(有斐閣))。</p> <p>横浜市の情報公開制度の目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資すること」(情報公開条例第1条)であり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような情報公開条例の目的に即した適正な請求を行うことが要請されているのであり、制度本来の趣旨を著しく逸脱した請求は、権利の濫用に該当することとなる。</p> <p>具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解される。</p> <p>ウ 実施機関の横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引によれば、実施機関は、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。</p> <p>(ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。</p> <p>(イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p> <p>(ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。</p> <p>(エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。</p> <p>エ 審査請求人の一連の開示請求等の状況につき、前記《審査請求人に係る開示請求等の状況について》を踏まえ、当審査会が実施機関の資料等を確認したところ、次のような事実が認められた。</p> <p>(ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文</p>

答申 番号	判断の要旨
2351 ～ 2680	<p>書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関の1区5局に対し、1,200件以上の開示請求等を行っている。実施機関の資料によれば、審査請求人からの1通の開示請求書又は個人情報本人開示請求書に対応するのに、少なくとも1時間、ほとんどの場合は2時間以上を要しており、1通で複数の行政文書を請求している案件や補正の手續に時間を要した案件については合計30時間、40時間を要している場合も認められる。そして、1,200件以上の行政文書及び保有個人情報の開示請求等の対応に要した時間は、合計2,300時間余りとなっており、職員一人が1日の勤務時間全てを費やしたとしても1年を超えるほどの極めて多大な労力を要したことが認められる。</p> <p>(イ) 審査請求人は、開示の実施に応じた場合でも、数時間にわたり自説を主張するばかりで文書にほとんど目を通さない、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行うなどの不適切な行為を行っている。そして、平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち旭区役所内の部署以外に対しては、閲覧による開示の実施に全く応じなくなった。開示の実施に応じなかったものは400件を超えていた。</p> <p>(ウ) 審査請求人は、多くの場合過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず繰り返し開示請求等を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶ場合があった。また、審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行ったり、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行っている。</p> <p>オ 上記事実によれば、実施機関においては、審査請求人の一連の開示請求等に対応するために前記エ(ア)のような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。</p> <p>また、一連の開示請求等においては、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（前記エ(イ)）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（前記エ(ウ)）。</p> <p>前記エ(ア)、(イ)及び(ウ)のような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、一連の開示請求等に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。</p> <p>カ 本件開示請求は、大部分が一連の開示請求等に含まれるが、その後になされたいくつかの開示請求も、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象としてなされたものであり、一連の開示請求等と同一視できる開示請求であることが認められる。</p> <p>キ したがって、本件開示請求は、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができるため、権利の濫用に当たり、情報公開条例第5条第2項に該当する。</p>
2681 ～ 2687	<p><b>《別表1の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った個人情報開示、個人情報一部開示又は個人情報非開示決定（以下「本件各処分」という。）に至る経緯について》</b></p> <p>ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。</p> <p>また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等に誤りがある、境界標が自分</p>



答申 番号	判断の要旨
2681 ～ 2687	<p>の所有地を侵しているなどと市に対して主張し続けている。</p> <p>イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は、平成22年度頃から現在に至るまで際限なく繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行い、平成28年度頃からはさらに開示請求等に係る開示決定等（以下「開示決定等」という。）について、全てを開示する開示決定に対してもその取消しを求めるなど、現在に至るまで際限なく繰り返し審査請求を行っている。</p> <p><b>《別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」（以下「本件保有個人情報」という。）について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」欄に記載の保有個人情報である。これらはいずれも土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する保有個人情報であると認められる。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報のそれぞれについて、開示決定、一部開示決定又は非開示決定をそれぞれ別表1のとおり行った。</p> <p><b>《審査請求人に係る開示請求等の状況について》</b></p> <p>土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して行われた開示請求等に係る審査請求人による審査請求に対して、当審査会は横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2240号及び第2241号において、実施機関が権利濫用を理由に非開示とした決定を妥当であると判断した。この答申に至る過程で、実施機関は、審査請求人に係る開示請求等の状況について次のように説明している。</p> <p>ア 一連の開示請求等（平成29年度以降、平成30年11月16日まで）について</p> <p>(ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関あてに、少なくとも1,221件の開示請求等を行っている。実施機関は、開示請求等に対する対応に合計2,315時間以上費やしている。</p> <p>(イ) 平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち、旭区役所内の部署以外に対しては、郵送で写しの交付を行った11件を除き、開示の実施を行うことができていない。</p> <p>(ウ) 実施機関が開示決定等をしたものについて、開示の実施の有無にかかわらず、審査請求人は、少なくとも668件の審査請求を行っている。</p> <p>(エ) 審査請求に対する対応に、実施機関は合計3,766時間以上を費やしている。</p> <p>(オ) 権利の濫用に当たると判断して実施機関が請求を拒否した開示請求は、49件あった。審査請求人は、そのうち35件について、審査請求も行っている。</p> <p>イ 一連の開示請求等における不適切な行為</p> <p>(ア) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、文書にほとんど目を通さず、数時間にわたって自説を主張する。（平成29年度）</p> <p>(イ) 実施機関が開示の実施を行ったが、審査請求人は、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行う、などの不適切な行為を行う。（平成29年度）</p> <p>(ウ) 審査請求人から郵送による写しの交付の希望があったため、実施機関は、郵送料を含めた納付書を送付したが納付されていない。（平成29年度、平成30年度）</p> <p>(エ) 審査請求人は、自身の主張を一方的に展開し、実施機関が従わなければ新たな開示請求書の提出をほのめかす発言を行う。（平成29年度）</p> <p>(オ) 審査請求人は、ほとんどのケースで開示の実施日に変更の連絡もなく来庁しないため、実施機関は開示の実施場所で30分から2時間程度の待機を余儀なくされている。（平成29年度、平成30年度）</p> <p>(カ) 審査請求人は、過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、繰り返し開示請求等を行い、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶケースがあった。（平成29年度、平成30年度）</p> <p>(キ) 審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に同一の行政文書を対象とする新たな開示請求等を行う。（平成29年度、平成30年度）</p> <p>(ク) 実施機関が補正を求めても審査請求人が応じないため、文書不特定による非開示決定を行ったが、審査請求人は、同様の開示請求等を繰り返す。（平成29年度、平成30年度）</p> <p>(ケ) 審査請求人は、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たな開示請求等を行う。（平成29年度、平</p>

答申 番号	判断の要旨
2681 ～ 2687	<p>成30年度)</p> <p>別表1の「本人開示請求書記載の保有個人情報」の各個人情報本人開示請求(以下、総称して「本件本人開示請求」という。)は、実施機関が「一連の開示請求等」と総称している開示請求の一部である。</p> <p><b>《本件本人開示請求の権利濫用該当性について》</b></p> <p>以上を踏まえ、本件本人開示請求の権利濫用該当性について以下検討する。</p> <p>ア 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。)は、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市が保有する個人情報について本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障しているものであるが、その目的は、個人情報保護条例第1条にあるとおり、「個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図る」ことにある。</p> <p>個人情報保護条例第20条に基づく本人開示請求権は、個人が横浜市の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するための権利として尊重されるべきものであることはいふまでもない。</p> <p>イ しかしながら、権利の行使といっても常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、権利の濫用、すなわち「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」(内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」(有斐閣))と評価されるような本人開示請求に対しては、個人情報保護条例には規定が設けられていないとしても、権利濫用の一般法理を適用することにより当該請求を拒否できると解するのが相当である。</p> <p>具体的には、本人開示請求者の言動、本人開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該本人開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、本人開示請求権の濫用に該当すると解される。</p> <p>ウ 一方、情報公開請求権については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第5条第2項において、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定され、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定されている。</p> <p>実施機関は、情報公開条例上、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについて、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、情報公開条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解されるとした上で、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。</p> <p>(ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。</p> <p>(イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p> <p>(ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。</p> <p>(エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。</p> <p>エ 本人開示請求権と情報公開請求権は、根拠と制度趣旨を異にするが、権利の濫用が許されないという点においては同様であって、情報公開請求権に係る上記ウ(ア)から(エ)までの基準は、本人開示請求権の濫用の判断基準としても有益なものであると解される。</p> <p>なお、権利濫用の一般法理により本人開示請求を拒否することは、個人情報保護条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用に当たっては本人開示請求権を不当に制限することのないよう特に慎重な判断が求められることはいふまでもない。</p> <p>オ 審査請求人の一連の開示請求等の状況につき、前記《審査請求人に係る開示請求等の状</p>



<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2681 ～ 2687</p>	<p>況について》を踏まえ、当審査会が実施機関の資料等を確認したところ、次のような事実が認められた。</p> <p>(ア) 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書又は保有個人情報について、平成29年度以降、平成30年11月16日までの間に、実施機関の1区5局に対し、1,200件以上の開示請求等を行っている。実施機関の資料によれば、審査請求人からの1通の開示請求書又は個人情報本人開示請求書に対応するのに、少なくとも1時間、ほとんどの場合は2時間以上を要しており、1通で複数の行政文書を請求している案件や補正の手續に時間を要した案件については合計30時間、40時間を要している場合も認められる。そして、1,200件以上の行政文書及び保有個人情報の開示請求等の対応に要した時間は、合計2,300時間余りとなっており、職員一人が1日の勤務時間全てを費やしたとしても1年を超えるほどの極めて多大な労力を要したことが認められる。</p> <p>(イ) 審査請求人は、開示の実施に応じた場合でも、数時間にわたり自説を主張するばかりで文書にほとんど目を通さない、実施の最中に大声を出す、暴言や威圧的な行為を行うなどの不適切な行為を行っている。そして、平成29年9月以降、審査請求人は、実施機関のうち旭区役所内の部署以外に対しては、閲覧による開示の実施に全く応じなくなった。開示の実施に応じなかったものは400件を超えていた。</p> <p>(ウ) 審査請求人は、多くの場合過去に請求した行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず繰り返し開示請求等を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が47回に及ぶ場合があった。また、審査請求人は、開示決定等の期限が到来する前や、開示予定日より前に同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行ったり、審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず同一の行政文書に対し新たな開示請求等を行っている。</p> <p>カ 上記事実によれば、実施機関においては、審査請求人の一連の開示請求等に対応するために前記オ(ア)のような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。</p> <p>また、一連の開示請求等においては、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（前記オ(イ)）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（前記オ(ウ)）。</p> <p>前記オ(ア)、(イ)及び(ウ)のような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、一連の開示請求等に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。</p> <p>キ 前記イ及びエで述べたとおり、本人開示請求権についても権利濫用の一般法理は妥当するものであって、一連の開示請求等に含まれる本件本人開示請求は、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができ、権利の濫用に当たると認められる。</p>
<p>2688</p>	<p><b>《いじめに係る対応についての事務について》</b></p> <p>横浜市では、いじめ根絶に向けたさまざまな取組を進めてきたが、平成25年に定められたいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針とした横浜市いじめ防止基本方針を同年12月に策定している。</p> <p>横浜市立学校においては、いじめ防止対策をはじめ、いじめを受けていると思われる場合やいじめの訴えがあった場合には、この方針に基づき、対応している。</p> <p>また、いじめによる重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2688</p>	<p>ア 本件保有個人情報、特定のいじめ事案（以下「本件事案」という。）に関し、実施機関が法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態に係る調査等を行った際の記録及び本件事案に関して議員からの問合せに応じた際の記録であって、個人情報1から個人情報4までである。なお、本件に係る本人開示請求及び本件審査請求は、本件事案の被害児童である審査請求人の母親が法定代理人として請求したものである。</p> <p>(ア) 個人情報1は、審査請求人及びその母親から相談を受けた神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター（以下「センター」という。）と教育委員会事務局南部学校教育事務所（以下「南部事務所」という。）との打合せの記録であって、開催日時、参加者の記載のほか、「神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター」、「当該児童に対する見立て」、「当該児童母に対する見立て」及び「関係生徒の児相通告に関して」に項目立てをして、参加者の発言など打ち合わせた内容が記録されている。</p> <p>(イ) 個人情報2は、教諭と関係児童の保護者との2回の面談記録であって、面談日時、面談した関係児童の保護者名の記載のほか、「話し合いを持った意図」、「話し合った内容」及び「話し合った成果」に項目立てをして、それぞれの内容が記録されている。</p> <p>(ウ) 個人情報3は、市議員が児童の保護者から相談を受け、南部事務所に問い合わせた内容をまとめた議員対応報告書3件及び対応記録メモである。議員対応報告書には、対応日時、会派名、議会種別、議員名、選出選挙区、対応者の所属・氏名、テーマ、接触形態及び対応の内容が記載されており、対応記録メモには、相談者名、議員名、議員が相談者から受け取ったメールの概要、議員の発言内容及び南部事務所の対応について記載されている。</p> <p>(エ) 個人情報4は、関係児童の保護者からの手紙であって、関係児童からの聞き取り内容及び個人の意見が手書きで記載されている。</p> <p>イ 実施機関は、個人情報1のうち非常勤嘱託員の氏名、個人情報2のうち面談した関係児童の保護者名並びに「話し合いを持った意図」、「話し合った内容」及び「話し合った成果」の内容、個人情報3のうち議員の会派名、議会種別、議員名、選出選挙区、対応の内容として記載された情報のうちの議員の所見及び対応内容の部分、相談者名、相談者からのメールの概要、議員の発言内容及び南部事務所の対応の一部並びに個人情報4の全部を条例第22条第3号に該当するとして、非開示としている。</p> <p>ウ また、個人情報1のうち打ち合わせた内容の記録を条例第22条第7号に該当するとして、非開示としている。このほか、個人情報2の話し合いを持った意図及び話し合った成果並びに個人情報3の議員の所見及び対応内容について、条例第22条第7号に該当すると主張している。</p> <p><b>《条例第22条第3号の該当性について》</b></p> <p>ア 個人情報1のうち非常勤嘱託員の氏名は本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文前段に該当する。</p> <p>また、非常勤嘱託員の氏名は、横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。当該情報は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>イ 個人情報2のうち面談した関係児童の保護者名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文前段に該当する。</p> <p>当審査会が個人情報2を見分したところ、話し合った内容には、面談した関係児童の保護者の発言内容が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人の考え方や感情など内心の情報であって、面談した関係児童の保護者名を非開示としても、なお、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文後段に該当する。</p> <p>また、話し合いを持った意図及び話し合った成果には、関係児童の保護者について教諭が考えていた対応方法や面談後の感想が記載されていた。これらの情報は、教諭の考えが反映されている情報であるが同時に関係児童の保護者の個人情報でもあることが認めら</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2688</p>	<p>れ、開示することにより、当該保護者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文後段に該当する。</p> <p>個人情報2に係るこれらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 個人情報3のうち議員対応報告書に記載されている議員の会派名、議会種別、議員名及び選出選挙区並びに対応記録メモに記載されている議員名については、相談者が特定の議員に相談したことが分かる情報であるため、個人を識別することはできないとしても、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。</p> <p>実施機関は、個人情報3のうち議員対応報告書の議員の所見及び対応内容は、相談者の個人情報であり、個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該当すると主張するが、当審査会が見分したところ、開示することにより相談者の権利利益を害するおそれのある情報とは認められなかった。</p> <p>個人情報3のうち対応記録メモに記載されている相談者名は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。</p> <p>個人情報3のうち対応記録メモを見分したところ、相談者からのメールの概要、議員の発言内容及び南部事務所の対応には、相談者の心情等相談者に関する具体的な情報が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。</p> <p>個人情報3に係るこれらの情報（議員の所見及び対応内容を除く。）は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。なお、審査請求人の法定代理人は、議員名等の情報は既知の事実であるから本号ただし書アに該当すると主張するが、法定代理人にとって既知であるとしても、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえない。</p> <p>エ 当審査会が個人情報4を見分したところ、関係児童の様子など子どもから聞いた内容について母親が自筆で書いた手紙であり、関係児童及びその保護者の本件事案に関する気持ちが率直に記されていた。このことから、当該情報は、その全体が、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。</p> <p>また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p><b>《条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 実施機関は、個人情報1のうちセンターと実施機関が打ち合わせた内容の記録を本号に該当するとして非開示としている。そこで、当審査会が当該部分を見分したところ、「○神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター」の項目の1行目には、審査請求人と母親がセンターにおいて面談した回数及び頻度が記載されていた。また、「○当該児童母に対する見立て」の項目の18行目は、行頭に丸印を付した記載であって、丸印を付した他の行と同様の項目のタイトルにすぎなかった。これらの情報は、センターと実施機関が打ち合わせた内容に係る情報ではなく、開示することにより、センターの相談業務及び実施機関のいじめ対応に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。</p> <p>しかし、その余の部分には、センター又は実施機関が審査請求人及び母親から聞き取った内容と聞き取り時の状況、それに基づく両者に対する見立て及び対応の方向性が具体的に記載されており、その記載内容は審査請求人及び母親の認識とは必ずしも合致するものでないと考えられることから、これを開示すると、センター又は実施機関と審査請求人との信頼関係に支障が生じ、さらにはセンターと実施機関との信頼関係にも支障を及ぼし、その結果、センターの相談業務及び実施機関のいじめ問題の解決に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、当該部分は、本号柱書に該当する。</p>

答申 番号	判断の要旨
2688	<p>イ 実施機関は、弁明書において、個人情報2のうち話し合いを持った意図及び話し合った成果並びに個人情報3のうち議員の所見及び対応内容について、本号に該当すると主張している。</p> <p>このうち個人情報2に係る情報については、《条例第22条第3号の該当性について》イのとおり条例第22条第3号に該当することから本号の該当性を検討するまでもない。</p> <p>個人情報3のうち議員の所見及び対応内容の部分を見分したところ、相談を受けた議員の相談者に対する所見及び実施機関の今後の対応が記録されていた。これらの情報は、他には知らせないことを前提に話され、また記録された情報であると考えられ、これを開示すると、実施機関の今後の相談対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。</p>
2689	<p><b>《精神障害福祉相談に関する事務について》</b></p> <p>横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項福祉保健センターの項高齢・障害支援課の部及び同条第2項高齢・障害支援課の部の規定により、区福祉保健センター高齢・障害支援課では、福祉及び保健の総合相談に関する事、当該相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関する事、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関する事、精神保健に関する事等の事務を分掌している。</p> <p>金沢区の区域における福祉及び保健の総合相談に関する事、当該相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関する事、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関する事、精神保健に関する事等の事務は、金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「金沢区高齢・障害支援課」という。）で分掌しており、主に金沢区内に在住する高齢者や身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関する相談を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく相談（以下「精神障害福祉相談」という。）等への対応を行っている。</p> <p>金沢区高齢・障害支援課では、精神障害福祉相談を受けると、保健相談票、在宅援助記録票（第1号様式及び第2号様式）及び当該精神障害福祉相談に関して取得した資料を対象者ごとにまとめて、ケース記録を作成している。</p> <p>保健相談票は初めて精神障害福祉相談を受けた対象者について相談内容を記録するために作成するものであり、在宅援助記録票は精神障害福祉相談に関する事務を進めるに当たり、社会福祉職、保健師等の職員がそれぞれの専門的な視点から要援護者の在宅生活を支援する前提として、各職種が共通に把握しなければならない情報を共有し、連携を深める目的で作成するものである。</p> <p><b>《本件本人開示請求について》</b></p> <p>本件本人開示請求は、審査請求人の亡母である特定個人Bが特定個人Bの子であり審査請求人の兄である特定個人A又は特定個人B自身のことに関して金沢区高齢・障害支援課に相談した記録について、審査請求人が開示を求めたものである。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、金沢区高齢・障害支援課が作成した特定個人Aに係る精神障害福祉相談に関する事務に係るケース記録のうち、特定個人Bからの相談に係る部分である。</p> <p>なお、実施機関に確認したところ、金沢区高齢・障害支援課では特定個人B自身のことに関する相談を受けていないため、特定個人B自身のことに関して相談を受けた記録は作成しておらず、保有していない。</p> <p>実施機関は、本件保有個人情報を特定個人Bの個人情報として特定した上で、条例第20条第1項に規定する自己を本人とする保有個人情報ではなく、また、死者の個人情報について他者が本人開示請求をできる場合にも該当しないとして、非開示としている。</p> <p><b>《本人開示請求権について》</b></p> <p>ア 条例第20条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。同項の「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいうところ、死者の個人情報は、生存する本人開示請</p>

答申 番号	判断の要旨
2689	<p>求者（以下「請求者」という。）にとって自分がその情報の本人となっている保有個人情報とはならないから、原則として、本人開示請求の対象とならない。</p> <p>イ 本件本人開示請求は、死者である特定個人Bの個人情報について、特定個人Bの子であり特定個人Aの妹である審査請求人が開示を求めたものである。</p> <p>死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権の考え方は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第492号及び第493号（以下「先例答申」という。）において示されており、その基本的な考え方は、次のとおりである。すなわち、本人開示請求制度の趣旨からすると、原則として、死者の個人情報は本人開示請求の対象とならないが、死者の個人情報であっても、それが同時に請求者本人の個人情報に該当する場合もあり、そのような事情が認められる場合は、当該死者に関する個人情報を同時に自己の個人情報として本人開示請求の対象とすることが認められる場合もあるというものである。</p> <p>そして、先例答申では、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、①死亡した親の遺伝子情報といった実子自身の個人情報でもあるもの、②請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など当該個人情報が請求者自身の個人情報と認められるもの、③請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報及び④近親者固有の慰謝料請求権など死者の死に起因して相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報の四つを例示しているほか、未成年者である自分の子に関する情報などについて考慮した上で、死者に関する情報であっても、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報等であれば、本人開示請求の対象となる個人情報として取り扱うことが認められる場合もあるとしている。</p> <p>死者の個人情報に関する条例の本人開示請求権についての上記の考え方は、現時点においても基本的に妥当であり、先例答申の考え方を変更すべき特段の事情の変化は認められない。</p> <p>ウ 以上のような観点から本件について検討すると、本件保有個人情報は、金沢区高齢・障害支援課が作成した特定個人Aに係る精神障害福祉相談に関する事務に係るケース記録のうち特定個人Bからの相談に関する部分であるから、特定個人Bの個人情報であり、審査請求人本人の個人情報ではないため、原則として審査請求人本人の個人情報として本人開示請求の対象とすることはできない。また、本件保有個人情報は、特定個人Bからの相談に関する情報であることから、遺伝子情報や相続財産のように他者と共有し、又は他者に帰属する余地があるものではない。審査請求人は、被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報であると主張するが、審査請求人から提出された審査請求書及び意見書の記載からは、審査請求人が特定個人Bから損害賠償請求権等を相続したこと又は特定個人Bの死に起因して相続以外の原因により権利義務を取得したことを確認することはできない。</p> <p>したがって、上記①から④までの例示に該当する情報であるとは認められず、本件保有個人情報が同時に請求者自身の個人情報と同視すべき情報であるとはいえない。</p> <p>エ また、審査請求人は、特定個人Bの相続人である旨主張するが、特定個人Bの財産・債務を相続したという主張のみからでは、本件保有個人情報が社会通念上請求者自身の個人情報とみなし得るほど請求者と密接な関係がある情報であるともいえない。</p> <p>オ なお、死者の個人情報について本人開示請求ができる場合として、上記イのほか、横浜市個人情報の保護に関する条例の解釈・運用の手引の条例第20条運用欄においては、「他の制度において、遺族等に開示することが適当であるとされている情報」を挙げているが、本件保有個人情報は、そのような情報には該当しない。</p> <p>カ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>キ したがって、本件保有個人情報は、審査請求人本人の個人情報として本人開示請求の対象となる個人情報であるとは認められない。</p>

※ 答申全文及び答申別表については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって横浜市（以下「市」という。）が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

#### （開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

### 横浜市個人情報の保護に関する条例

#### （目的）

第1条 この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市（以下「市」という。）が保有する個人情報の本人開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

#### （本人開示請求権）

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

（第2項省略）

#### （開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和



25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第6号まで省略)

- (7) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの  
(アからオまで省略)

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典 Tel 045-671-3881